

議案第 37 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険税条例（昭和32年三田町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.92」を「100分の6.98」に改める。

第4条中「27,600円」を「29,100円」に改める。

第5条第1号中「21,200円」を「21,300円」に改め、同条第2号中「10,600円」を「10,650円」に改め、同条第3号中「15,900円」を「15,975円」に改める。

第6条中「100分の2.61」を「100分の2.73」に改める。

第7条中「11,000円」を「11,700円」に改める。

第7条の2第1号中「8,000円」を「8,300円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,150円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「6,225円」に改める。

第8条中「100分の2.49」を「100分の2.61」に改める。

第9条中「11,700円」を「12,800円」に改める。

第9条の2中「6,000円」を「6,400円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「19,320円」を「20,370円」に改め、同号イ(ア)中「14,840円」を「14,910円」に改め、同号イ(イ)中「7,420円」を「7,455円」に改め、同号イ(ウ)中「11,130円」を「11,183円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「8,190円」に改め、同号エ(ア)中「5,600円」を「5,810円」に改め、同号エ(イ)中「2,800円」を「2,905円」に改め、同号エ(ウ)中「4,200円」を「4,358円」に改め、同号オ中「8,190円」を「8,960円」に改め、同号カ中「4,200円」を「4,480円」に改め、同項第2号ア中「13,800円」を「14,550円」に改め、同号イ(ア)中「10,600円」を「10,650円」に改め、同号イ(イ)中「5,300円」を「5,325円」に改め、同号イ(ウ)中「7,950円」を「7,988円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「5,850円」に改め、同号エ(ア)中「4,000円」を「4,150円」に改め、同号エ(イ)中「2,000円」を「2,

075円」に改め、同号エ(ウ)中「3,000円」を「3,113円」に改め、同号オ中「5,850円」を「6,400円」に改め、同号カ中「3,000円」を「3,200円」に改め、同項第3号ア中「5,520円」を「5,820円」に改め、同号イ(ア)中「4,240円」を「4,260円」に改め、同号イ(イ)中「2,120円」を「2,130円」に改め、同号イ(ウ)中「3,180円」を「3,195円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,340円」に改め、同号エ(ア)中「1,600円」を「1,660円」に改め、同号エ(イ)中「800円」を「830円」に改め、同号エ(ウ)中「1,200円」を「1,245円」に改め、同号オ中「2,340円」を「2,560円」に改め、同号カ中「1,200円」を「1,280円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,140円」を「4,365円」に改め、同号イ中「6,900円」を「7,275円」に改め、同号ウ中「11,040円」を「11,640円」に改め、同号エ中「13,800円」を「14,550円」に改め、同項第2号ア中「1,650円」を「1,755円」に改め、同号イ中「2,750円」を「2,925円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「4,680円」に改め、同号エ中「5,500円」を「5,850円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。